

令和7年洞爺湖町教育委員会第1回定例会会議録

日 時	令和7年1月28日（火） 13:30より	
場 所	役場第2委員会室	
出 席 委 員	教 育 長	渋 川 賢 一
	委 員	吉 田 聰
	委 員	岡 本 里 佳
	委 員	岩 崎 義 久
欠 席 委 員	委 員	来 栖 由 喜
説 明 員	教育指導参与	山 本 惠一郎
	教育推進課長	細 江 幸 恵
	社会教育課長	角 田 隆 志
会 議 錄 調 整 者	教育推進課係長	大 楽 泰 生
傍 聴 者	無し	
日 程 第 1		
【開会宣言】	<b>渋川教育長</b>	
	開会を宣言する。（13:30）	
日 程 第 2		
【前回会議録の承認】	<b>渋川教育長</b>	
	各委員の署名により、承認を確認。	
日 程 第 3		
【教育長諸般の報告】	<b>渋川教育長</b>	
	11/27～28 総務常任委員会所管事務調査（町内各学校）	
	11/29 税に関する作文表彰（洞爺中学校）	
	12/6 定例校長会議（第2委員会室）	
	12/10～12 議会12月会議（本会議場）	
	12/15 教育行政事務打ち合わせ（札幌市）	
	12/17 第4回縄文シティサミット実行委員会（貝塚館）	
	12/18 定例教頭会議（第2委員会室）	
	12/23 第2回管内教育長会議等（室ガス文化センター）	
	1/9 商工会主催新年交礼会（ホテル万世閣）	
	1/10 北海道社会貢献賞伝達式（町長室）	
	1/12 二十歳の集い（防災研修ホール）	
	1/17 議会1月会議（本会議場）	

1／28 教育委員会議（第2委員会室）  
〃 部活動地域展開に係るバレー・ボール協会との打合せ  
(あぶた体育館)

日程第4

【報告事項】

・報告第1号

**渋川教育長**

日程第4、報告事項。報告第1号、教育推進課所管の各種事務事業の取り組み状況について、事務局よりお願ひいたします。

**細江教育推進課長**

議案書2ページをお開きください。

報告第1号、教育推進課所管の各種事務事業の取り組み状況について次のとおり報告いたします。

1 寄付について。このたび、次の方より寄付の申し出があり、ご厚志に添うようありがとうございましたので報告させていただきます。

食材の寄付、洞爺湖町大原107番地10 寺嶋政明氏より、洞爺給食センターへじやがいも10kg寄贈いただいてございます。

以上でございます。

**渋川教育長**

質問があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

《なしの声》

それでは、以上のとおり報告を受けたということでご了承お願ひいたします。

続きまして報告第2号、社会教育課所管の各種事務事業の取り組み状況について事務局よりお願ひいたします。

**角田社会教育課長**

・報告第2号

議案書3ページ、報告第2号、社会教育課所管の各種事務事業の取り組み状況について次のとおり報告いたします。

「洞爺湖町二十歳のつどい」の開催について。「洞爺湖町二十歳のつどい」を令和7年1月12日、洞爺湖町役場防災研修ホールにおいて開催しました。式典には今年度20歳となる該当者73名のうち、町内外から47名が出席し、多くのご来賓の方々の祝福をいただきました。

「二十歳の誓い」では、参加者を代表して伊藤拓海さんが「感謝の気持ちを忘れずに、自己の言動に責任を持ち、社会の一員として貢献する」と力強く宣誓し、式典を終了しました。式典後は、中学校当時の担任の先生から祝辞をいただくとともに、それぞれに学生時代の思い出話に花を咲かせ、また、地元特産品が当たる抽選会も行われて会場全体が盛り上がり、晴れやかな門出をお祝いするつどいとなりました。

以上でございます。

## 渋川教育長

質問があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

### 《なしの声》

それでは、以上のとおり報告を受けたということでご了承お願ひいたします。

報告第3号、臨時代理の報告について事務局よりお願ひいたします。

## 細江教育推進課長

4ページをお開きください。

・報告第3号

報告第3号、臨時代理の報告についてでございます。

洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

5ページが、町長から教育長に対し意見を求める文章でございます。

6ページはそれに対しまして、教育長から町長へ異議はない旨の通知でございます。

それでは、補正の内容につきまして8ページ以降、教育推進課、社会教育課とそれぞれございます。先に教育推進課の所管分から説明をさせていただきたいと思います。

歳出、10款教育費、1項教育総務費、3目諸費、その右側1の教育推進事業。2,395千円増額補正したものでございます。内容といたしましては、中学校制服等の購入費助成について。中学校へ入学予定の生徒に支給する分は、今まで保護者へ助成を行っておりましたが、今後制服取扱店へ支払うこととしたことから、令和6年度中に支払いが必要となることによる増額補正でございます。

続きまして、10款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費につきましては、財源補正でございます。

続きまして、10款教育費、3項中学校費、1目中学校管理費、右側1の中学校管理事業2,000千円の増額補正でございます。こちらは需用費の光熱水費で、中学校電気料の決算見込みによる不足の分を増額補正するものでございます。

続きまして中学校就学援助事業でございます。こちらは100千円の増額補正となってございます。就学援助費のオンライン学習通信費の扶助費の不足による増額補正となってございます。

続きまして、10款教育費、5項保健体育費、3目給食施設費の洞爺給食センター運営事業の部分について、192千円の増額補正でございます。こちらに関しましては、給食費補助の追加分でございます。2虻田給食センター運営事業につきましては、修繕料として440千円の増、学校給食会計補助金として587千円の増額補正をするものでございます。修繕費につきましては、給食センターの修繕費の不足により増額補正するものでございます。学校給食会計の補助金につきましては、洞爺給食センターと

同様に、給食費を補填している分の不足分を補助する部分の増額補正となって

ございます。

以上でございます。

### **角田社会教育課長**

続きまして、社会教育課所管の補正についてご説明いたします。

4 項社会教育費、3 目社会教育施設費、10 節需用費でございます。社会教育施設維持管理事業で修繕料 139 千円の増。これにつきましては、母と子の館の調理室の FF 式ストーブに不具合があったことから、これに伴う取替え修繕料でございます。

以上でございます。

### **渋川教育長**

それでは質問があればお受けしたいと思いますけどもいかがでしょうか。

### **岩崎委員**

中学校費の光熱水費について、これは水道光熱費のことですか。

### **細江教育推進課長**

光熱費なので全般的に水道料とか電気代になりますけれども、今回は電気代が決算を見込んだ段階で不足する部分について 2,000 千円の増額補正という形になってございます。

### **岡本委員**

学校給食会計補助金について、洞爺と虻田分は食材が値上がりしたという点ですか。

### **細江教育推進課長**

そうです。物価高騰によってこれまでの 40 円の補助では不足する部分について、再度増額補正という形で補助してございます。

### **渋川教育長**

その他ございますか。

《なしの声》

それでは、以上の通り報告を受けたということでご了承をお願いいたします。続きまして報告第 4 号、臨時代理の報告について事務局よりお願いいいたします。

### **細江教育推進課長**

9 ページをお開きください。

報告第 4 号、臨時代理の報告についてでございます。

こちらは、12月の追加補正に伴うものでございます。

洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

10ページは町長から教育長に対して意見を求める文章となってございます。

11ページにつきましては、教育長から町長へ異議ない旨の通知となってございます。

それでは、補正の内容につきまして12ページ以降でご説明させていただきます。先に教育推進課所管分について説明をさせていただきます。

歳出、10款教育費、1項教育総務費、3目諸費、1教育推進事業費で2,059千円の増額補正をしてございます。こちらは、小・中学校に勤務する支援員6名、介護員4名、給食業務員1名、教育推進課事務員1名に係る人事院勧告に伴う報酬、職員手当共済費の増額補正でございます。

10款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費、1小学校管理事業で689千円の増額補正でございます。こちらは、小学校に勤務する校務補2名に係る人事院勧告に伴う報酬、職員手当、共済費の増額補正となってございます。

10款教育費、3項中学校費、1目中学校管理費、1中学校管理事業で275千円の増額補正となってございます。こちらは、中学校に勤務する校務補2名に係る人事院勧告に伴う報酬、職員手当、共済費の増額補正でございます。

教育推進課は以上でございます。

### 角田社会教育課長

社会教育課所管の補正についてご説明いたします。14ページになります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。176千円の増となってございます。給与改定による教育指導専門員1名分の増でございます。1節報酬、3節職員手当それぞれ合わせて176千円でございます。

3項の社会教育施設費については1,544千円の増額補正でございます。これにつきましては、1社会教育施設維持管理事業で647千円、これは施設管理4名についての差額分の増となってございます。3洞爺湖芸術館管理運営事業につきましては169千円の増、こちらも会計年度任用職員4名分の差額について増額したものでございます。

それから、4目図書館費でございます。312千円の増額補正です。読書の家維持管理事業の会計年度任用職員1名につきまして増額補正したものでございます。

続きまして、5項保健体育費、2目体育施設費で263千円の増となってございます。こちらにつきましてはあぶた体育館管理人2名、それからプール町民プールの会計年度任用職員8名分の増額となってございます。

以上です。

### 細江教育推進課長

続きまして、給食センターについて報告させていただきます。

10款教育費、5項保健体育費、3目給食施設費でございます。給食センター運営事業で607千円増額補正をしているものでございます。こちらは、洞爺給食センター4名分に係る人事院勧告に伴う報酬、職員手当共済費の増額補正となってございます。

続きまして、虻田給食センター運営事業で906千円の増額補正となっております。こちらは虻田給食センター6名分に係る人事院勧告に伴う報酬、職員手当、共済費の増額補正となってございます。

以上でございます。

### 渋川教育長

それでは、この件に関して質問があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

#### 《なしの声》

それでは、以上のとおり報告を受けたということでご了承お願ひいたします。

続きまして、報告第5号、臨時代理の報告について引き続き事務局よりお願ひいたします。

### 細江教育推進課長

・報告第5号

それでは報告第5号、臨時代理の報告についてでございます。15ページになります。

洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

16ページが、町長から教育長に対し意見を求める文章となってございます。

17ページは、それに対しまして教育長から町長へ異議ない旨の通知でございます。

補正予算の内容につきましては、19ページの歳出でございます。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、育英資金等教育振興基金管理事業でございます。こちらを2,500千円の増額補正したものでございます。こちらは、ふるさと納税額の増に伴う増額補正となってございます。

以上でございます。

### 渋川教育長

この件に関して、質問をお受けしたいと思いますけどもいかがでしょうか。

#### 《なしの声》

それでは、以上のとおり報告を受けたということでご了承お願ひいたします。

続きまして、報告第6号、令和7年度当初予算要望概要について事務局よりお願ひいたします。

<ul style="list-style-type: none"><li>報告第 6 号</li></ul>	<p><b>細江教育推進課長</b></p> <p>報告第 6 号、令和 7 年度当初予算要望の概要について、別紙の教育委員会予算要望概要の主要事業でご説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、教育振興課の関連について、1 ページ目の上段、基金の積み立ての関係でございます。こちらは、実績に合わせて前年度より若干減少し予算計上しているものでございます。</p> <p>続きまして、教育振興事業でございます。学校関係の会計年度任用職員の支援員等でございますけれども、支援が必要な児童生徒が増えていることを踏まえまして、前年度より 3 名程度増員するということで要望を上げてございます。来年度より、洞爺湖町教育の振興および教職員の資質向上を図り、教育課題の解決のために洞爺湖町教育研究所を開設し、本町の教育の実態に基づいて教育理論と実態に関する研修等を行い教育の進展に寄与することを目的とし、教職員の資質能力の向上を図っていきたいと考えており、教育研究所の開設に向けての予算要望をしてございます。</p> <p>続きまして、洞爺湖町中学校制服等の助成事業につきましては、先ほども補正予算で説明をさせていただきましたが、6 年度で 2 ヶ年分の支払いを見込んだことから、前年度より減額要望となってございます。</p> <p>続きまして、AI ドリルの導入事業につきましては、令和 6 年度におきましてはトライアルで使用させていただいておりました AI ドリルを、令和 7 年度から本稼働することで予算を要求しているものでございます。残りの事業は、前年度なみの予算要望で上げさせていただいております。</p> <p>スクールバスの運営事業、箱根町との中学生の交流事業につきましては、前年なみの予算要望となってございます。</p> <p>2 ページ目、小中学校の管理事業でございます。特別支援事業においては、支援を必要とする児童生徒に対する検査キットの購入費、学校施設修繕として温泉小学校のエレベーター修繕等や小学校のトイレ洋式化工事を要望してございます。学校の施設工事等といたしましては、小学校につきましては虻田小学校のフェンスの改修工事、虻田小学校の地下タンクの更新工事、小学校 3 校の空調設備工事、虻田中学校が移転することによる虻田小学校に係る部分での教室等の改修工事を要望しております。</p> <p>中学校につきましては、中学校 2 校の空調設備工事等や中学校のグラウンド整備工事、虻田中学校が移転することによる教室等の改修工事、これらを併せまして、小学校費として 132,589 千円、中学校費では 67,623 千円の予算要望を挙げているところでございます。</p> <p>続きまして 3 ページ目をお開きください。3 ページ目の中・中学校の ICT 事業でございます。小中学校併せまして、児童生徒のタブレット 370 台分の更新と教師用パソコン 56 台分を予算計上してございます。</p> <p>あと、就学援助費といたしまして、前年度同様の額での計上となってございます。</p> <p>教育振興事業につきましては、中学校で教科書の改訂があることから、それに</p>
---	---

伴う教師用の指導書及びデジタル教科書が変わることで、大幅な増額補正という形で予算要望しているものでございます。

続きまして、5 ページで給食センターの説明をさせていただきたいと思います。給食センターに関する部分といたしましては、備品購入といたしまして虻田給食センターでスチームコンベクションオーブンとおんどとり一式を更新し、洞爺給食センターではご飯用の温食缶の備品購入を予算要望しているところでございます。施設の維持管理事業といたしましては、虻田給食センターで蒸気ボイラーのリース、真空低温冷却器のリース代として予算要望をしているところでございます。学校給食会計補助金といたしましては、本年度も補助助成をしておりますが、物価高騰に対する給食費の値上げ相当分を町の方で補助するという形で、1 食当たり 100 円を助成するという形での予算要望をしてございます。

教育推進課に係る予算要求については以上でございます。

### 角田社会教育課長

続きまして 4 ページになります。

社会教育課所管の主要事業についてご説明させていただきます。新規事業についてご説明させていただきます。

まず、中段より下、社会教育施設維持管理でございます。入江・高砂貝塚関連で展示室照明器具交換でございます。これは展示室天井の高いところにあるライトが切れたので交換するということで要望しております。それから貝塚施設の保守点検、それと樹木剪定でございますが、高砂貝塚公園の中にある木で作った橋なんですけども、それが 7 年ぐらい経過するため、点検をして不具合があれば防腐剤を塗ったりするような作業をするということで要望を挙げてございます。樹木剪定につきましては入江貝塚で、民地に枝が張っておりますことから、剪定の要望がされているため予算要望を挙げてございます。

それと母と子の館のエアコン設置工事ですけれども、これにつきましては、地域食堂がここで運営されているということで、子どもたちが集まるところで、児童室・和室に設置を要望しているところでございます。

読書の家維持管理につきましては、読書の家にエアコン設置ということで、これも 1 台分を要望しているところでございます。

文化財保存整備事業ということで栄遺跡の発掘調査ということになっておりますが、こちらは「さわやか」の場所に新しい保育所が建設されることになりますが、駐車場部分はどうしても発掘調査が必要ということで予算計上をしてございます。14,792 千円と結構な高額がかかるということになってございます。

一番下です、体育施設運営管理でございます。このうち洞爺湖町プール水槽の塗装、それからあぶた体育館のアリーナ塗装ということでそれぞれ予算要望をしているところでございます。

社会教育課所管の概要については以上でございます。

**渋川教育長**

それでは、この件に関して質問があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

**岩崎委員**

教育用パソコン配置事業なんですか、これは小学生が持てるクロームブックの代替というか後継ですか。何年くらい使ったのですか。

**細江教育推進課長**

6年目のものと5年という形になっております。

**岩崎委員**

一台の単価はいくらくらいですか。

**細江教育推進課長**

来年度の購入にあたっては補助事業を使う形で考えております。補助が3分の2となっており共同調達として全道で一斉に購入するということで、今示されている単価としては1台55千円です。ここへ国から補助金が出る形になっております。

**岩崎委員**

予算要望購入金額には全部入ってますよね。補助は後で歳入として計上されるということですか。

**細江教育推進課長**

はい

**吉田委員**

新規事業の洞爺湖町教育研究所、要望額800千円ということになっていますけども、実際どういう形で運営していくのでしょうか。

**細江教育推進課長**

今規則を作っている最中で、次回の2月のときにご説明をさせていただきました。

**渋川教育長**

先生方の自主的な研究機関として洞爺湖町教育研究会というのがあったんです。その中では先生方も会費を納めつつ、町からも助成をして各教科や養護部会、事務部会とか、それぞれ先生方が自分たちの資質能力を高めようということでの研究会を年に何回かやっていたんですけども、だんだんと他の市町もそ

れをなくしていく形ということで、それであれば、教育委員会に事務局を置いて研究所という形の中でそういったことを全部取り込んでいこうというものです。事務局を教育委員会に置くので、事務局作業は学校から離れるということで、いわゆる働き方改革にも一つ繋がるといったようなところを持ちつつ、研究所を位置づけることで教育委員会として、例えば小中一貫教育、それから外国語教育、ふるさと教育、それから特別支援教育といったような大きな柱を立てようというふうに考えているのですけど、そこに先生方が入っていただいて、いろいろ研究していただく。町としてこれからやっていこうという教育の方向性について先生方にも理解いただいて、勉強してもらって、また力を借りるといったような組織を作り上げていきたいなということで、これまで既存にあったものを潰しつつ、まとめて行くといったような形に組み上げるというところなんです。

### **細江教育推進課長**

この件について、来月の臨時会で規則を挙げさせていただきたいと思っておりますので、また再度詳しくご説明させていただきます。

### **渋川教育長**

他に何かございますか。

### **吉田委員**

もう 1 点、栄遺跡発掘調査ですが、これは新保育所の建物に当たる部分ということじゃなく、あくまでもその駐車場部分ってことですか。

### **角田社会教育課長**

そうです。

### **吉田委員**

ということは、この遺跡の発掘調査で何かが出てきたときに、例えば保育所の工事そのものが遅れるということは考えられないのでしょうか。

### **角田社会教育課長**

建物が建設される部分につきましては、事前に何ヶ所か掘ってみて何も出てこなかったので、この部分は除外できます。ただ、過去に、平成 10 年なんですが確認調査をした際、駐車場の部分から出てきたために調査が必要ということで、駐車場にする場合は基本的にかさ上げすれば、下が壊れなければ別にいいんですけども、やはりどうしても掘削が及ぶものですから、駐車場だけは発掘調査が必要という判断をしているところでございます。

### **吉田委員**

もし何か遺跡が出てきても駐車場であれば、何とかできるってことなんですか

ね。

### 角田社会教育課長

そんなに濃いところではないんですけども、何かしら出てきますので。

### 渋川教育長

はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

### 岡本委員

個人的にも関わる事業なので。地域未来塾の予算が減ってるんですが、これはどういう計算で減額なのでしょうか。

### 角田社会教育課長

これは、曜日の関係で日数を拾っていくと、今年度よりも日数が短くなるということで、祝日とか年末年始とか、その分の減額になります。

### 岡本委員

わかりました。

### 渋川教育長

他いかがでしょうか。

### 岩崎委員

就学援助事業とは具体的にどういったものなんですか。中学生の方が単価としてはかなり高いのかなと思うんですけど。

### 細江教育推進課長

就学援助の部分につきましては学用品費、修学旅行費、校外学習、洞爺と温泉の子どもたちに対してはスキー授業の部分ですとか、あとは給食費、新1年生に対しては入学準備金として扶助されております。あとは医療費、学校の健康診断等で虫歯が見つかったり、医療的な部分で治療が必要な部分というのは医療券によって受診をすることで免除が受けられる、あとPTA会費、タブレットを持ち帰りした場合に自宅での通信費用として一月1,250円の補助が出るというようなもの等で、全体的に小学生と中学生で金額はさほど変わりはないんですけども、学用品費や新1年生の準備金、修学旅行費、給食費という部分について、若干小学生と中学生の単価が違う形になっております。

### 渋川教育長

他いかがでしょうか。

《なしの声》

	<p>以上のとおり、報告を受けたということでご了承をお願いいたします。</p> <p>続きまして日程第5、議決事項でございます。</p> <p>議案第1号、教育委員会所管議案に対する意見について。洞爺湖町いじめ問題対策連絡協議会、洞爺湖町いじめ重大事態調査委員会及び洞爺湖町いじめ再調査委員会条例の制定について、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p><b>細江教育推進課長</b></p> <p>議案書21ページをお開きください。</p> <p>議案第1号、洞爺湖町いじめ問題対策連絡協議会、洞爺湖町いじめ重大事態調査委員会及び洞爺湖町いじめ再調査委員会条例の制定についてご説明をさせていただきます。</p> <p>27ページは、町長から意見を求められておりますので、これに対して承認する議決を求めるものでございます。</p> <p>それでは22ページから26ページまでの条例案についてご説明をさせていただきます。まず、この条例は三つの協議会等委員会をまとめて一つの条例としたものでございます。</p> <p>第1条の趣旨につきましては、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止対策や重大事態に適切に対処するために必要な事項を定めるものでございます。2条から8条までは、洞爺湖町いじめ問題対策連絡協議会につきまして定めているものでございます。第3条は所掌事項で、いじめに対する学校と地域の連携共有し、未然防止するものでございます。組織といたしましては第4条、協議会は次に掲げる団体等から教育委員会が任命するものです。町長及び教育委員会の事務部局の関係者、学校、北海道警察、地域の関係団体として、児童委員、自治会青少年健全育成関係者、その他と定めるものでございます。第5条は、委員の任期等でございます。委員の任期は3年としており、欠員の場合は前任の残任期間とするもので、第2項では、委員の再任規定を記載してございます。第6条は協議会に会長を置き、教育長がこれに充たるとなってございます。第2項、第3項につきましては、教育委員協議会の運営に関する内容を記載してございます。第7条は、会議についてでございます。会議は会長が招集し、議長は会長とするとなってございます。第8条は、関係者の出席といたしまして、会長は、協議会の会議に必要であると認めたときは、関係者の出席を求め、または必要な資料の提出を求める能够なものとなってございます。</p> <p>続きまして、9条から15条につきましては、洞爺湖町いじめ重大事態調査委員会について定めるものでございます。法の第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、洞爺湖町いじめ重大事態調査委員会を置くものとして定めるものでございます。10条につきましては、所掌事項で、委員会は教育委員会の諮問に応じ、法第28条第1項に定める重大事態に係る事実関係を明確にするため必要な事項の調査審議を行い、教育委員会に答申するものでございます。組織といたしましては、第11条、委員会は5人以内の委員で構成し、委員会は、次に掲げる団体等から教育委員会が任命するものでございます。弁護</p>
--	--

士、医療者、学識経験者、心理士又は児童福祉に専門知識を有する者、いじめ防止に知見を有する者と定めてございます。第2項では、必要に応じて臨時委員を選任でき、第3項では、当該いじめ事案の関係者と利害関係者を除外する規定を設けてございます。第12条は、委員の任期でございます。委員の任期は任命の日から第10条に規定する調査審議の結果を答申した日までとするとし、こちらは教育委員会の非常設機関としてございます。第13条は、正副委員長で、委員会に委員長及び副委員長1人を委員の互選により選出すること、第2項、第3項につきましては、委員会の運営に関する内容を記載してございます。第14条は会議でございます。委員長が招集し、第2項には会議の議長は委員長となる旨を記載してございます。第3項では過半数出席の要件、第4項では可否同数の場合の決定方法を記載しているところでございます。第15条は、関係者の出席として、委員長は委員会の会議に必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、または必要な資料の提出を求める能够のものとなってございます。

続きまして、第16条から第20条につきましては、洞爺湖町いじめ再調査再調査委員会について定めるものでございます。第16条は、法第30条第2項の規定に基づき、町長の附属機関として洞爺湖町いじめ再調査委員会を置くものとして定めてございます。第17条につきましては、所掌事項で再調査委員会は、町長の諮問に応じ、法第28条第1項の定める重大事態の調査結果について必要な事項の調査審議を行い、町長に答申するものでございます。続きまして、組織といたしまして、第18条の再調査委員会は5人以内の委員で構成し、委員会は次に掲げる団体等から町長が任命するものでございます。弁護士、医療者、学識経験者、心理又は児童福祉の専門的知識を有する者、いじめ防止に知見を有する者と定めてございます。第2項では、必要に応じて臨時委員を選任でき、第3項では洞爺湖町いじめ重大事態調査委員会の委員や重大事態に係る関係者と利害関係者を除外する規定を設けてございます。第19条は、委員の任期等でございます。委員の任期は任命の日から第17条に規定する調査審議の結果を答申した日までとすると記載をしてございます。こちらは町長部局の非常設機関としてございます。第20条は第13条から第15条までを準用するものでございます。

第5章雑則の守秘義務として、委員会の委員及び臨時委員並びに審議会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする旨を定めてございます。第2項では、委員はこの条例の規定による調査等に際して、適切に個人情報を取り扱うとともに、公平性及び中立性を確保し、誹謗中傷等による権利侵害が生じないよう配慮しなければならないとしてございます。第22条の庶務につきましては、協議会及び委員会は教育委員会、再調査委員会については総務部いじめ防止所管課が行うものでございます。第23条は、委任でございます。この条例に定めるもののほか、協議会及び委員会については教育委員会が、再調査委員会については、町長が定めるものとなってございます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。第2項でこの条例

の施行後最初に開かれる会議は、教育委員会又は町長が招集するというような経過措置を設けております。第3項では、洞爺湖町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。こちらにつきましては、いじめ重大事態調査委員と再調査委員の日額報酬を定めたものでございます。

以上、この条例案に対して承認するということに対して、ご提案申し上げます。

### **渋川教育長**

それではこの件に関して質疑をお受けしたいと思いますがございますか。

### **岩崎委員**

いじめに関する法律が10年以上前にあって、このタイミングでこういう条例ができるっていうのは、どういう動きがあったのでしょうか。

### **細江教育推進課長**

うちの町で何かがあったため条例を制定するということではなく、近年、近隣でもそういう事態が発生していることもありますし、そのような事態を招かなければいけないという部分で今回定める運びとなったものでございます。

### **岩崎委員**

近隣市町村もこのタイミングで大体始めたんですか。

### **細江教育推進課長**

他の市町村はもっと前に作られていると思います。

### **渋川教育長**

洞爺湖町として、学校の先生方が入ったりしている既存の機関はあります。ただ、そこで行うのもいいんですけども、やはりこの調査であったり審議をするときに、客観性を保てないっていう部分がどうしても利害関係者という部分が出てきてしまうものですから、このように条例で定めることによって、この委員さんを今度はお願いするときにも、それぞれの職能団体に対して、今後、もしこういったことがあったときにはぜひ推挙いただきたいということでお願いをすると。

例えば弁護士であれば日弁連の札幌の方だとか、あとお医者さんの関係で言ったら医師会の方だとか、そういったところにそれぞれ打診をしておいて、何かあったときには力を貸しくださいといったようなことで、客観性を担保していくといったことで、この条例案を作るといったようなことでお願いしております。

今回お隣の町でもこれがあったときに、客觀性が担保できないと、こちらの委員会の方で指名した方では信用できない、といったようなお話の中から、それぞれの職能団体にお願いをして推薦していただいて、実際の会議自体はその町でやらずに札幌で行っているといったようなこともあったりするもんですから、今回改めて条例化しておいた方がいいだろうということでご提案を申し上げているところです。

その他いかがでしょうか。

### 吉田委員

調査委員会と再調査委員会っていうのはその事案がもし発生したときに、もう各職能団体にあらかじめ声掛けしておくけども、事案が万が一発生したときに、はつきりとお願いするってことですか。

### 渋川教育長

はい、そういったことです。

旭川市の件でもあったというふうに思います。おそらく、委員会として実際調査委員会を動かしたけども、その報告書に関して保護者が納得しないといったようなところから、今度は市長が動き始めて再調査を行ったという、そういう流れです。

では、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

#### 《なしの声》

異議なしと認めます。それでは議案第1号、教育委員会所管議案に対する意見について。洞爺湖町いじめ問題対策連絡協議会、洞爺湖町いじめ重大事態調査委員会及び洞爺湖町いじめ再調査委員会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続きまして日程第6、その他でございますけれども、委員の皆様から何かございますか。

#### 《なしの声》

事務局から何かございますか。

#### 《なしの声》

それでは、以上をもちまして洞爺湖町教育委員会令和7年第1回定例会議を終了させていただきます

14:30閉会

日程第6

【その他】

日程第7

【閉会】